

令 6 . 1 1 . 1 5
活 1 - 2

説明資料

〔活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制について〕

令和6年11月15日（金）

財務省

活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

①年金課税と退職所得課税

年金課税の概要

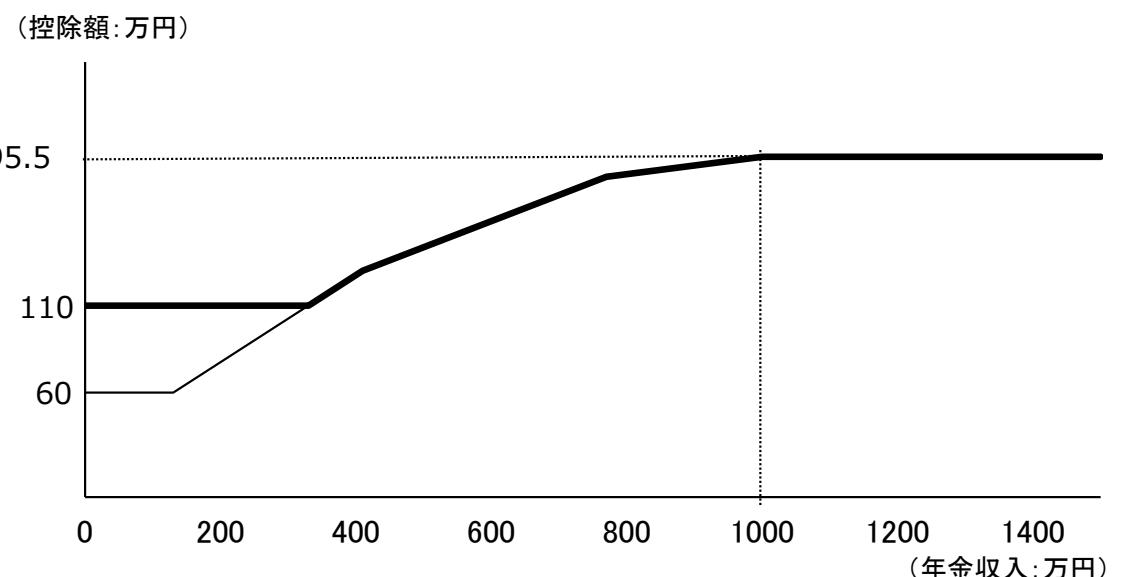
年金収入にかかる所得税の計算方法



公的年金等控除

[①+②] 又は③の大きい額	40万円
①定額控除	
②定率控除 (50万円控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%
③最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円

(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。



退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

- (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)
勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。(令和3年度税制改正)

- 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(例) 勤続年数30年の場合

退職一時金 2,000万円

(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。

退職所得控除額 1,500万円

$$[40\text{万円} \times 20\text{年} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年})]$$

退職所得
金額
250万円

所得税額
15.3万円

$$500\text{万円} \times 1/2$$

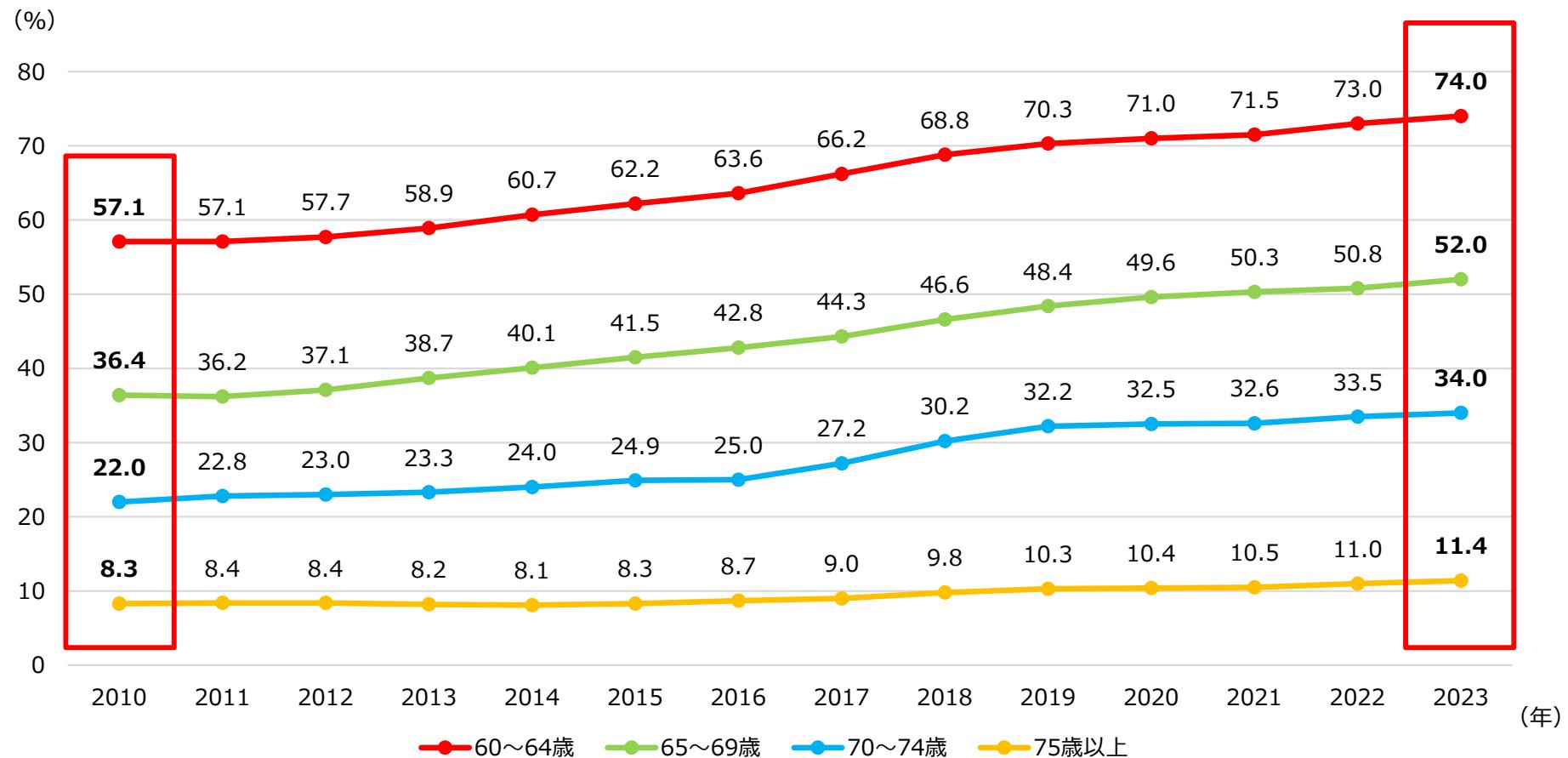
(注) 確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、退職所得として課税することとされている。

活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

- ②少子高齢化社会における負担の在り方
 - (1) 働く「高齢者」の増加

高齢者の就業率推移

- 高齢者の就業率は上昇傾向。就業率の推移を見ると、60～64歳、65～69歳、70～74歳、75歳以上では、平成22年（2010年）の就業率と比較して、令和5年（2023年）の就業率はそれぞれ16.9ポイント、15.6ポイント、12.0ポイント、3.1ポイント伸びている。



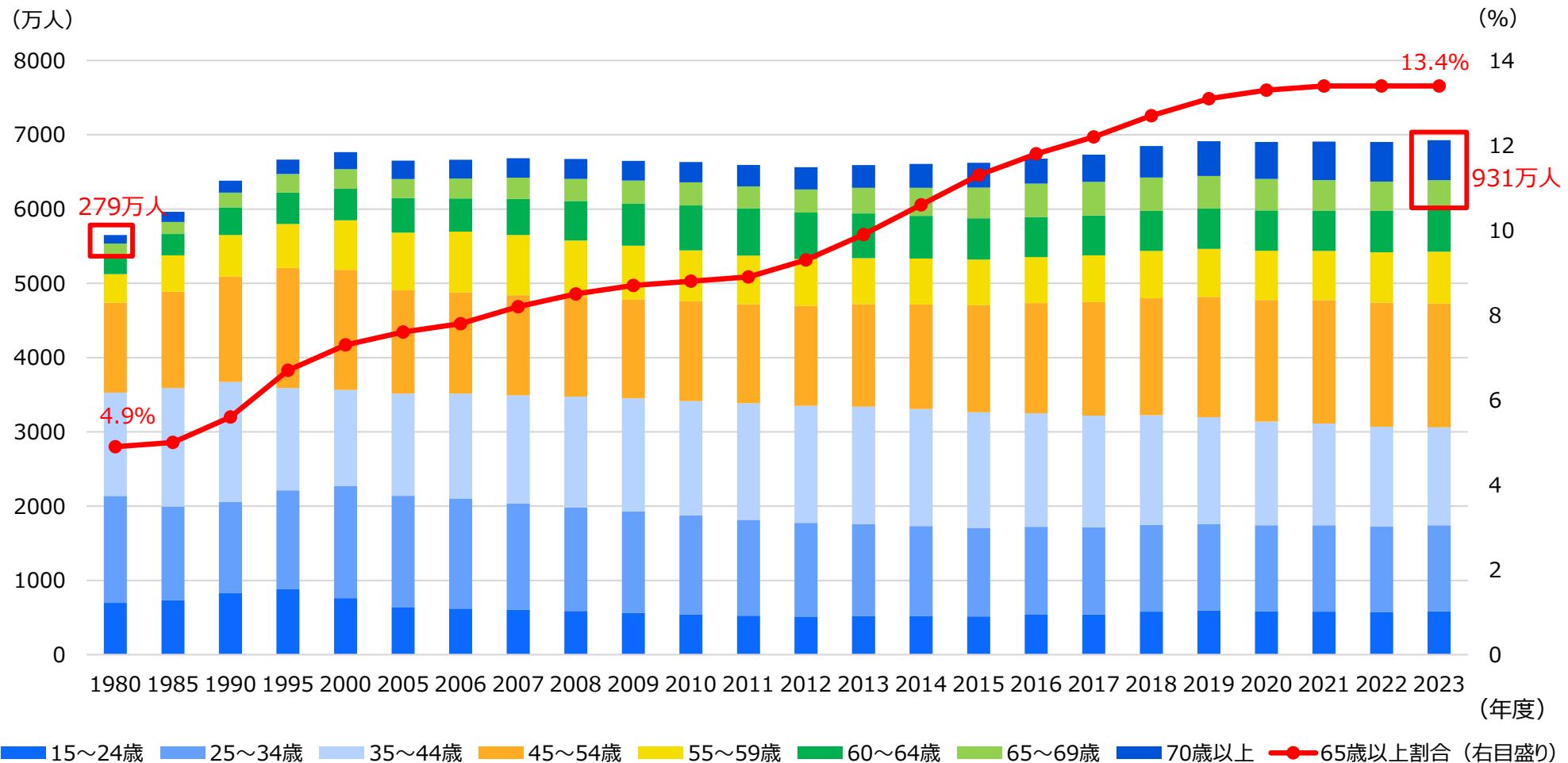
(出所) 総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 就業率は、各年齢階級の人口に占める就業者の割合

労働力人口の推移

○ 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇し、13.4%となっている。



(出所) 総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

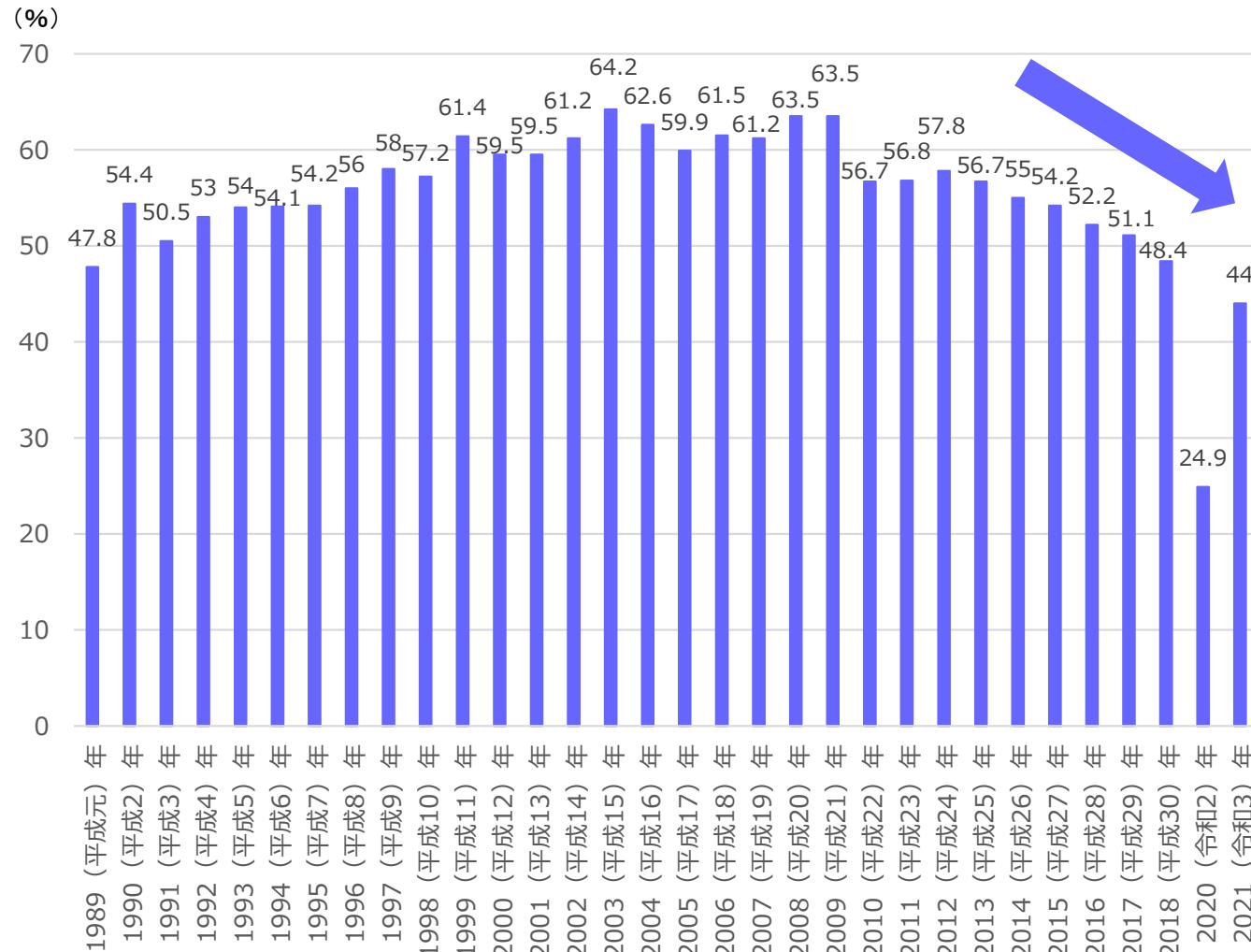
(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となつたため、補完的に推計した値を用いている。

高齢者世帯における公的年金・恩給の位置づけ

- 高齢者世帯の中で、公的年金・恩給のみで生活している世帯は減少傾向。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給のみで生活している世帯の割合

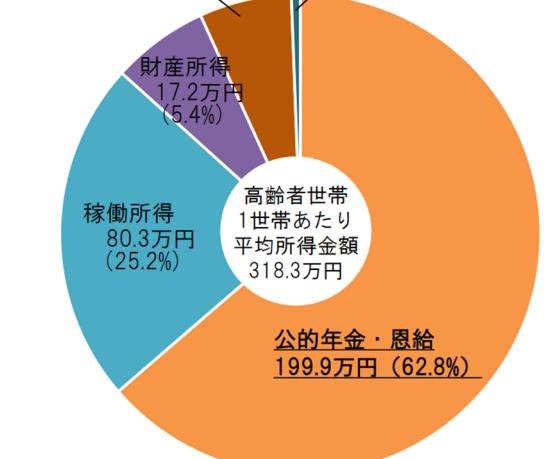


(出所) 令和4年、平成24年国民生活基礎調査(厚生労働省)

(注1) 令和2年(令和元年分)については、調査を実施していない。

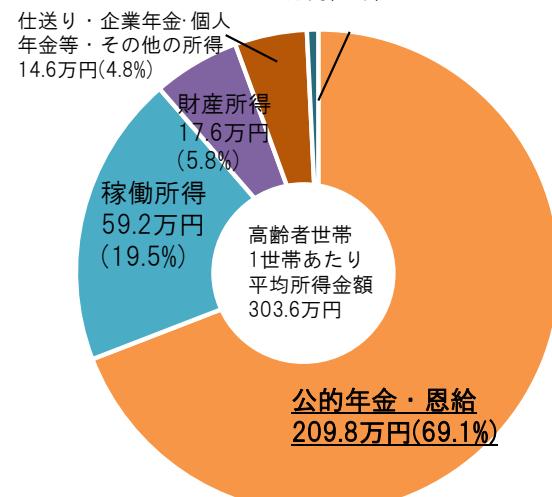
(注2) 円グラフは、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

年金は高齢者世帯の収入の約6割
仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
19.0万円(6.0%)
公的年金・恩給以外の社会保障給付金
1.8万円(0.6%)



10年前において、年金は高齢者世帯の収入の約7割

公的年金・恩給以外の社会保障給付金
2.3万円(0.8%)



活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

- ②少子高齢化社会における負担の在り方
 - (2) 働く高齢者を前提とした税制の構築

公的年金等控除等の主な沿革

【～昭和62年分】		【昭和63年分～平成元年分】	【平成2年分以降】	【平成17年分以降】	【令和2年分以降】 (平成30年度改正)
給与所得として課税		雑所得として課税			
所得計算上の控除	老齢者年金特別控除 (65歳以上) (老年者年金特別控除後の年金収入) 165万円までの部分 40% 330万円までの部分 30% 600万円までの部分 20% 1,000万円までの部分 10% 1,000万円を超える部分 5% 最低保障額 57万円	所得計算上の控除 ① 定額控除 80万円 (65歳未満の者 40万円) ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 120万円 (65歳未満の者 60万円)	① 定額控除 100万円 (65歳未満の者 50万円) ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 140万円 (65歳未満の者 70万円)	① 定額控除 50万円 ② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 70万円 (65歳以上の者 120万円)	① 定額控除 最高40万円 ② 定率控除 (50万円控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 950万円までの部分 5% ※年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。 最低保障額 最高60万円 (65歳以上の者 最高110万円)
人的控除	老年者控除 25万円(個人住民税24万円)	人的控除 老年者控除 50万円(個人住民税48万円)	同左		廃止

公的年金等控除の趣旨とこれまでの指摘①

○ 「税制の抜本的見直しについての答申」（政府税制調査会 昭和61年10月）

② 給付段階での公的年金については、税法上給与等とみなして、給与所得控除が適用されている。加えて、老年者については、特別措置として、老年者年金特別控除が設けられている。

イ 公的年金を受給する老年者に対する控除の水準については、拠出世代と受給世代の間の負担のバランスという見地から見直すべきではないかという意見があるが、公的年金の受給者は、経済的稼得力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

老年者年金特別控除等の公的年金に対する控除は、公的年金と他の所得との負担調整を行うという観点のほか、受給者の多くが老年者であるところから、公的年金に対する控除の仕組みを通じて老年者に対して税制上の配慮を加えるという趣旨によるものと考えられる。

公的年金の給付水準は受給者間でかなりの差があること、公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なし。

さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼得の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、老年者に対する税制上の配慮のあり方としては、老年者の所得一般を対象とする老年者控除を通じてこれを行うことが適当である。

ロ 給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがつて、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではないと考える。

しかしながら、公的年金は、通常、経済的稼得力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があると認められる。

ハ 以上のような諸点を踏まえ、公的年金を受給する老年者に対し、基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ課税制度の整備合理化を図ることとし、給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて、他の所得との負担調整のための新たな控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当であると考える。

公的年金等控除の趣旨とこれまでの指摘②

○「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（政府税制調査会 令和5年6月）

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、数が少なくなっていく将来世代一人ひとりの負担の重さに従来以上に配意し、財政の持続可能性を損なわないために必要な負担を、能力に応じて広く分かち合う必要があります。ただし、公的サービスの内容や水準についても、租税を負担する国民が納得のいくものでなければなりません。こうした観点から、現在の税制が、果たして私たち現在世代と将来世代の間でバランスを確保できているのか、その状態が将来にわたって維持できるのかという不断の点検が求められます。

(中略)

公的年金等については、かつて給与所得に分類されていました。しかし、給与所得と同一の事情にない公的年金に、勤務費用の概算控除等の趣旨から設けられている給与所得控除を適用することは合理的でなく、公的年金の受給者が経済的稼得力が通常衰退する局面にある高齢者であるといった理由に基づき、昭和62（1987）年の税制改正において公的年金等控除が設けられ、所得区分も給与所得から雑所得に変更されました。その後、平成16年度税制改正においては、世代間及び高齢者間の公平を図る観点から、老年者控除の廃止とあわせて公的年金等控除の最低保障額が引き下げられて現在に至っています。

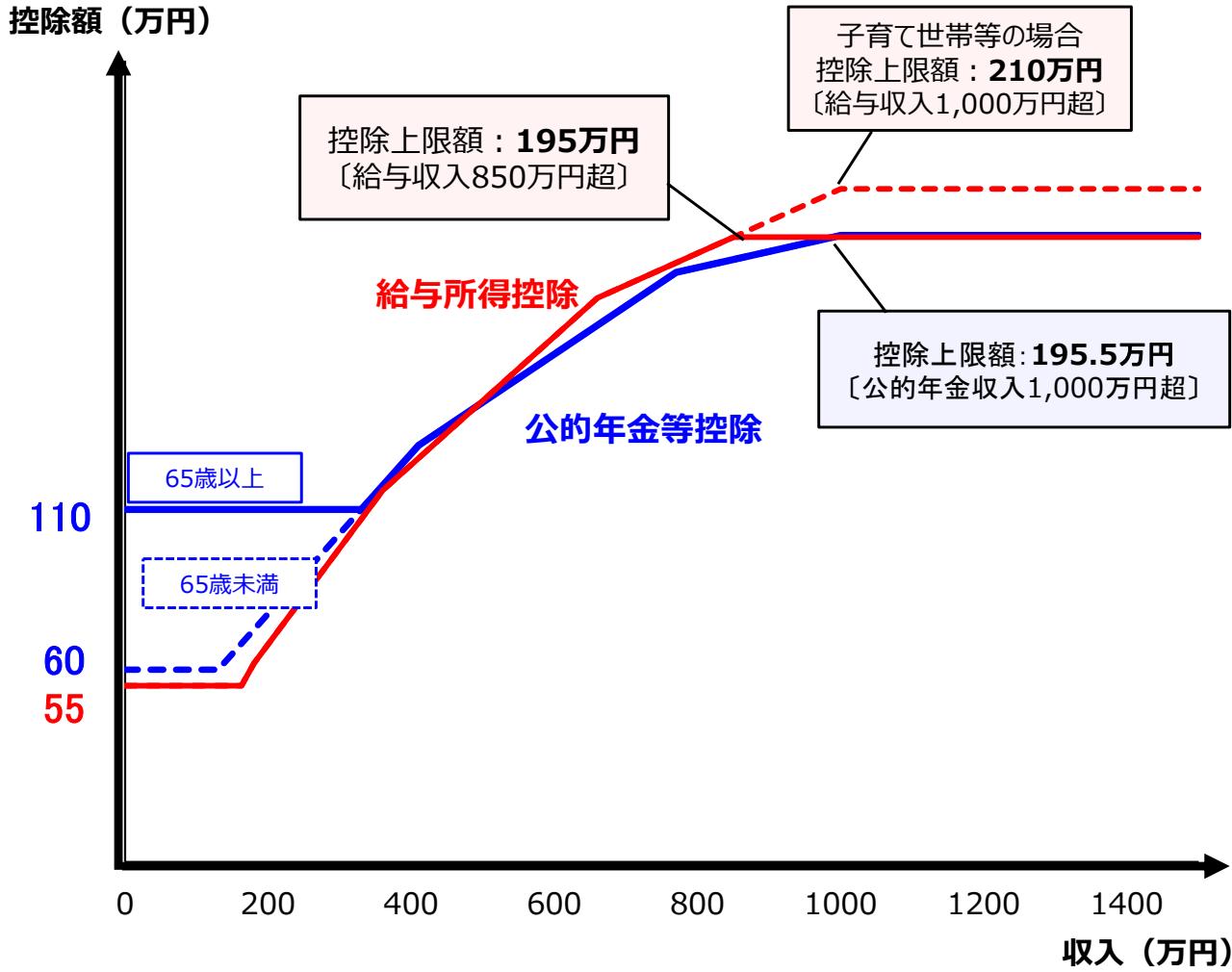
公的年金や私的年金については、保険料拠出時は所得控除を行い、資金運用も非課税とされており、給付段階での税負担の公平性確保の観点から、公的年金等控除の位置付けは重要です。

現状では、公的年金等控除が適用される結果、年金受給者の課税最低限は、給与所得者より高い水準となっており、先に述べた平成30年度税制改正における公的年金等控除から基礎控除への振替後で見てもなお、我が国の公的年金に係る税負担は国際的に見ても極めて低いものとなっています。

また、公的年金等控除は、給与所得を得ている者にも適用されるため、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用により、同じ収入でも給与収入のみの者と、給与収入と公的年金等を有する者で税負担が異なることとなります。

こうした点を踏まえつつ、年金制度改革の議論の状況も見極めながら、公的年金等に係る雑所得に対する課税のあり方を検討していく必要があります。

給与所得控除と公的年金等控除



給与所得控除額

最低保障額：55万円	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入 × 40% - 10万円
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

公的年金等控除額

最低保障額	
・ 65歳以上の者:	110万円
・ 65歳未満の者:	60万円
〔①+②〕又は最低保障額の大きい額	
①定額控除	40万円
②定率控除	
(50万円控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%

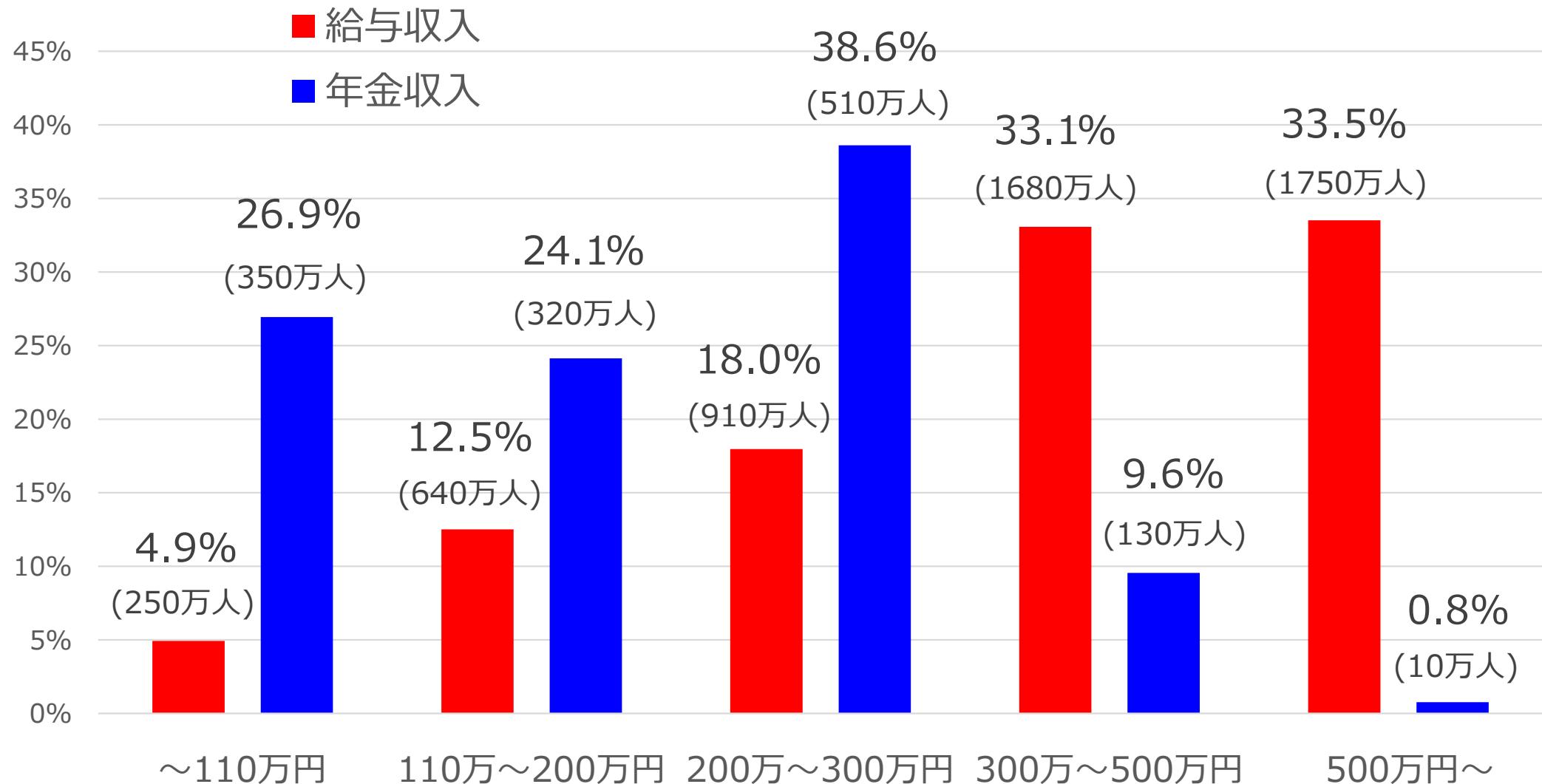
(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

(参考) 子育て世帯等の場合の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについて、総所得金額の計算上、次の控除額を「給与所得の金額」から控除。

【控除額】〔給与収入(1,000万円を上限) - 850万円〕 × 10% 【最大15万円】

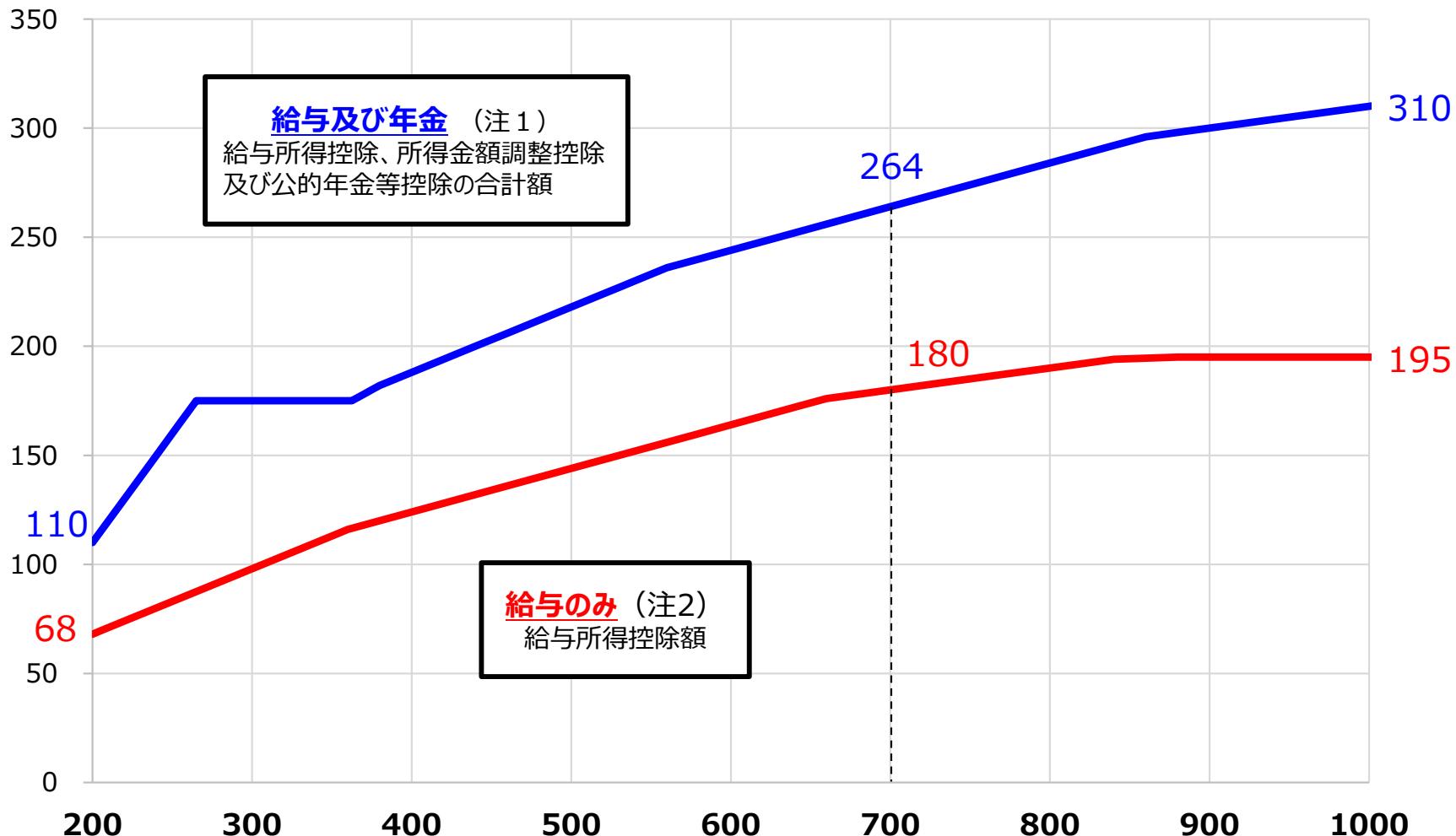
収入階級別の分布（給与・年金）



(注) 個人住民税所得割納稅者のうち給与収入または年金収入のある者の分布。() 内は人数。() 内の値は、一万の位を四捨五入した値。
(出所) 総務省「令和5年度 市町村税課税状況等の調」

年金・給与双方の収入がある場合と給与収入のみの場合の概算控除額の違い

控除額〔万円〕



(注1) 公的年金等収入が200万円ある65歳以上の者で、給与収入が0～800万円の間で推移した場合の概算控除額

(注2) 給与収入が200～1000万円の間で推移した場合の概算控除額

(参考)給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超える者の総所得金額を計算する場合に、以下の計算式に基づく所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

【計算式】

[給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)] - 10万円 = 所得金額調整控除額

年収〔万円〕
※給与のみ：給与収入
※給与及び年金：給与収入 +
公的年金等収入

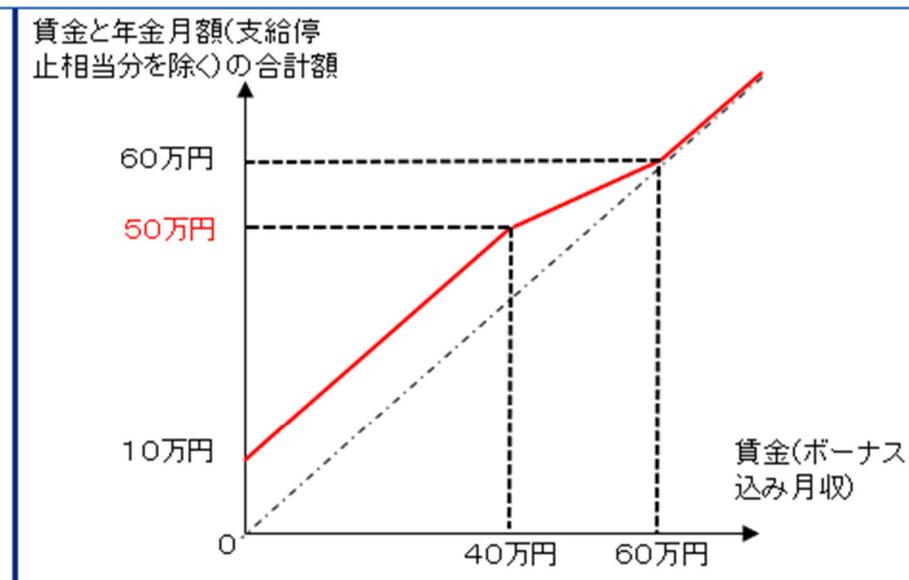
- 厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。

賃金 + 老齢厚生年金 > 50万円（令和6年度）

→ 賃金上昇額の1／2相当の厚生年金保険給付を支給停止

- ・これに加えて、70歳未満の方は厚生年金保険料を負担。
- ・70歳以降は厚生年金被保険者とならないため保険料負担はなし。
- ・「50万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。

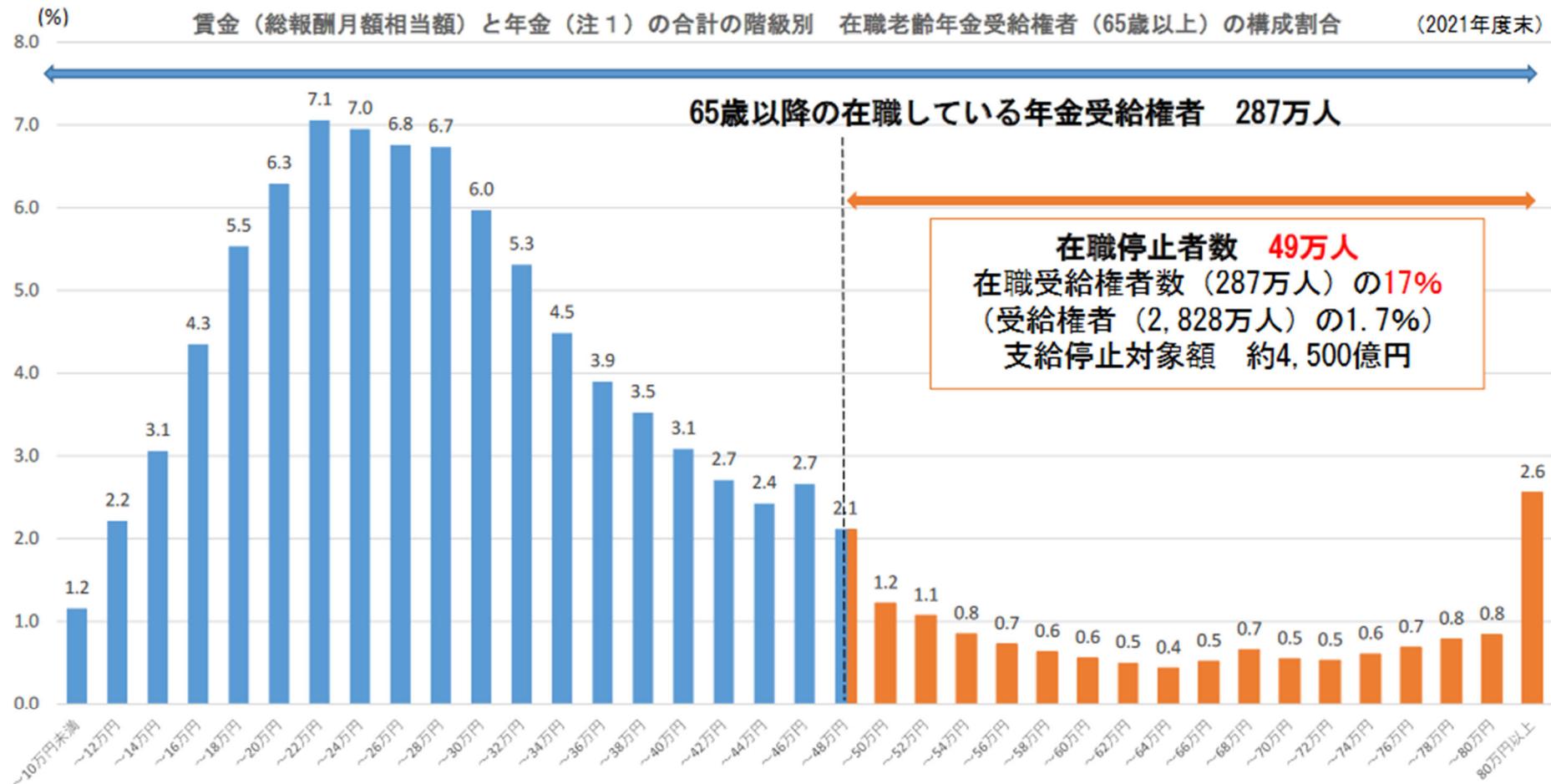
支給額のイメージ（令和6年度・老齢厚生年金が月額10万円の場合）



65歳以上の在職老齢年金制度の状況

厚生労働省資料

- 65歳以上の在職している年金受給権者の17%が支給停止の対象となっている。
※ 65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）の基準額は47万円（令和5（2023）年度は48万円）。



注1 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額には日本年金機構が支給する分であり共済組合等が支給する分は含んでいないため、基準額（47万円）（※2021年度の基準額）未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。

注2 受給権者数及び在職停止者数は、第1号厚生年金被保険者期間を持つ者が対象であり、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止対象額には含まれている。

(資料) 年金局調べ

- 「全世代型社会保障検討会議中間報告」
(全世代型社会保障検討会議 令和元年12月19日)

第2章 各分野の具体的方向性

1. 年金

(3) 在職老齢年金制度の見直し等

高齢期の就労と年金をめぐる調整については、年金制度だけで考えるのではなく、税制（給与課税等とのバランス等に留意した年金課税）での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、今後とも検討していくべき課題である。

そのような整理の下で、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金（低在老）については、就労に与える影響が一定程度確認されているという観点、2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援するという観点、また、制度を分かりやすくする観点から、現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）と同じ47万円の基準に合わせることとする。

あわせて、就労期間を延伸して長期化する高齢期の経済基盤を拡充すべく、65歳以上の者の老齢厚生年金について、在職中から年金額の改定を毎年行い早期に年金額を増額させる在職定期改定を導入することとする。

活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

③資産形成に向けた支援制度 (1) 総論

経済財政運営と改革の基本方針 2024(抄)

令和6年6月21日
閣議決定

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(5) 資産運用立国

新NISAの手続の更なる簡素化・合理化等及びその活用、金融経済教育推進機構の下での金融経済教育の充実、金融機関における顧客本位の業務運営の確保、「Japan Weeks」開催等を通じた国際金融センター実現に向けた情報発信の強化、有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備等のコーポレートガバナンス改革の実質化等を推進する。iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年中に結論を得るとともに、手続の簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む。銀証ファイアウォール規制65の在り方について、検討を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024(抄)

令和6年6月21日
閣議決定

VII. 資産運用立国の推進

1. 資産運用立国実現プランの実行

(5) 企業年金・個人年金の改革

企業年金・個人年金は、公的年金の給付とあいまって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。また、企業年金の役割は人への投資の一環としても重要である。こうした役割を最大限發揮し、企業年金・個人年金の加入者等の利益を最大化していくため、以下の取組等を実施する。

③個人型確定拠出年金(iDeCo)の改革

iDeCo制度は、加入した個人自らが定めた掛け金額を拠出・運用するものであり、中間層を中心とする層で活用され、家計の資産所得の増加に貢献している。老後に向けた家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、年末にかけて議論される予定の年金改革の中で、iDeCoについては、加入可能年齢の上限の引上げのみならず、資産形成の必要性に応じた拠出限度額の引上げ、NISAの普及も踏まえた制度の分かりやすさや加入者の手続の簡素化等の利便性向上を追求する等、大胆な改革を検討し、結論を得る。

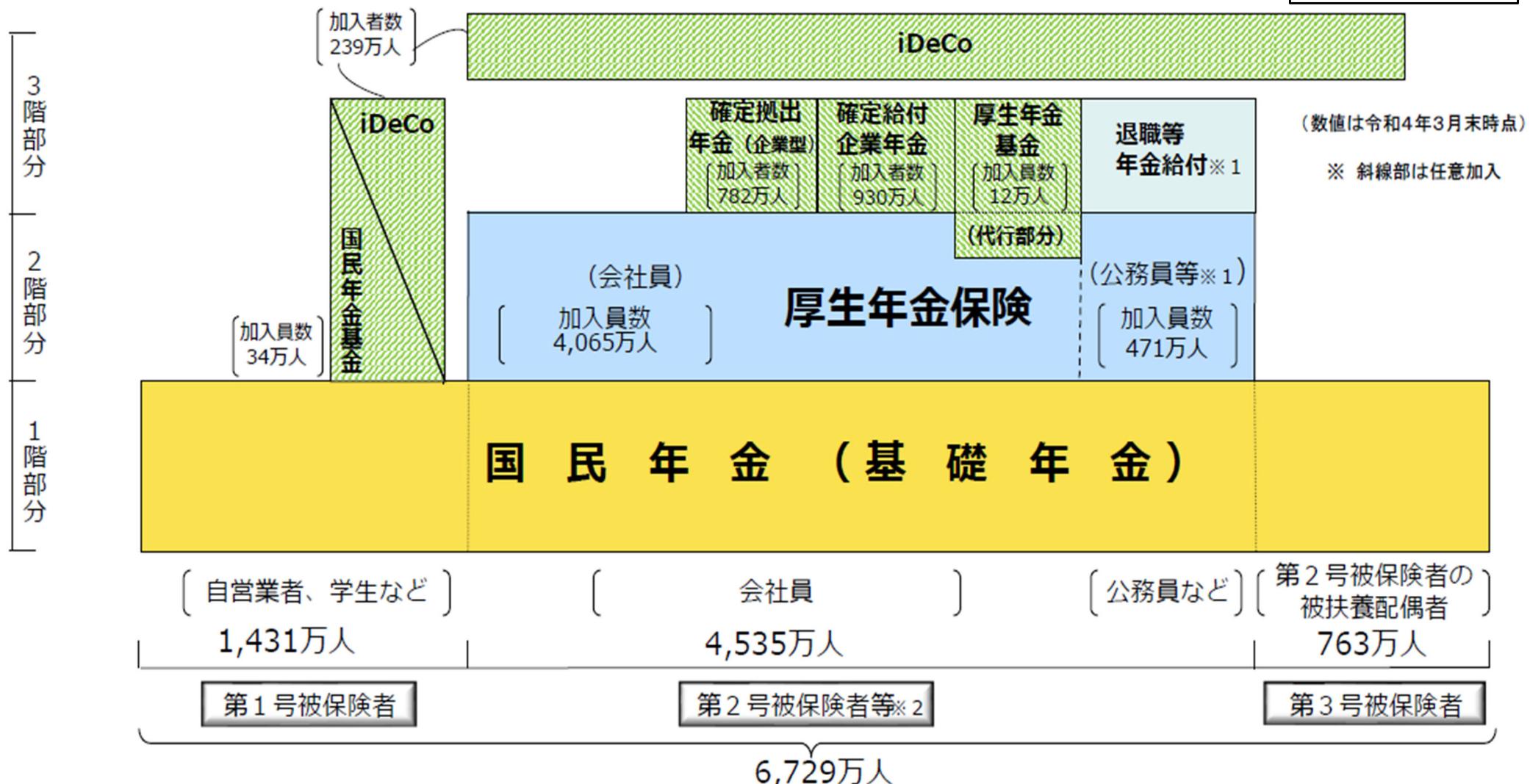
各種年金、NISA、退職金の課税制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時	
公的年金 (老齢年金)	被用者の場合： 事業主と本人が拠出 個人事業主等の場合： 本人が拠出	全額損金 算入	全額控除 (社会保険料等) 控除	非課税	雑所得 (公的年金等控除)	支給開始年齢 まで拠出不可
私的年金	確定給付企業年金 (DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出（本人も一部拠出可能） ※拠出限度額なし	全額損金 算入	非課税	非課税	一部課税
	確定拠出年金 (DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度（掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用）	【企業型DC】 原則、事業主が拠出（本人も一部拠出可能） 【個人型DC】 (iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		一部控除 (生命保険料 控除)	課税停止 ※積立金の残高に係る特別法人税は、令和8年3月までは課税停止。	【年金払い】 雑所得 (公的年金等控除) 【一時金払い】 退職所得等 (分離課税、退職所得控除、1/2課税)
NISA	【成長投資枠】 投資限度額：年240万円 (非課税期間：制限なし) 【つみたて投資枠】 投資限度額：年120万円 (非課税期間：制限なし) ※非課税保有限度額：1,800万円 (うち成長投資枠：1,200万円)	事業主拠出 なし	税引き後 所得から 拠出	非課税	-	なし
退職金 ※私的年金の一時金払い除く	事業主拠出	-	本人拠出 なし	-	退職所得等 (分離課税、退職所得控除、1/2課税)	一部課税

(備考) 主な制度を記載。このほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

企業年金・個人年金の加入者数

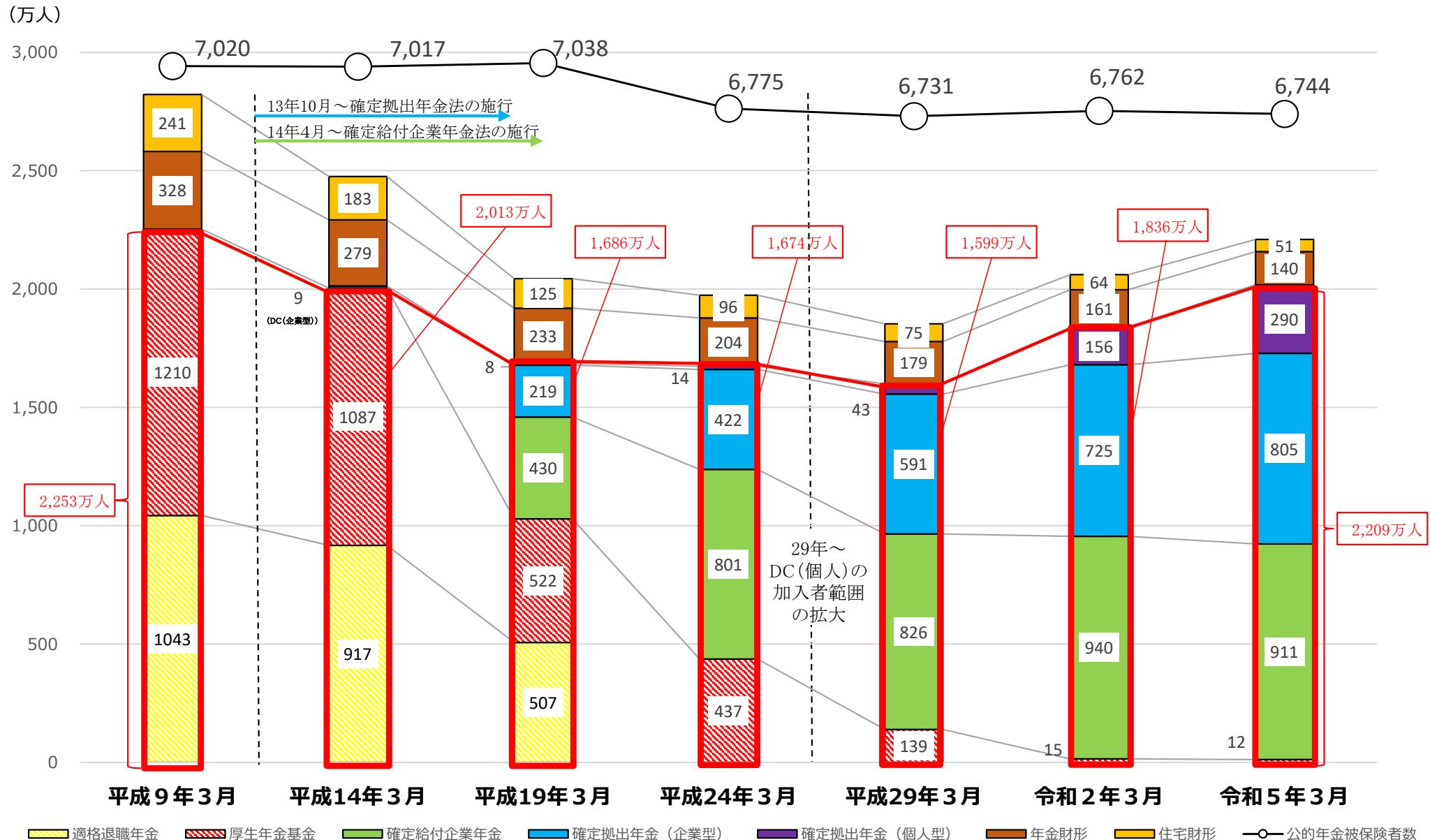
厚生労働省資料



※ 1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。
ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

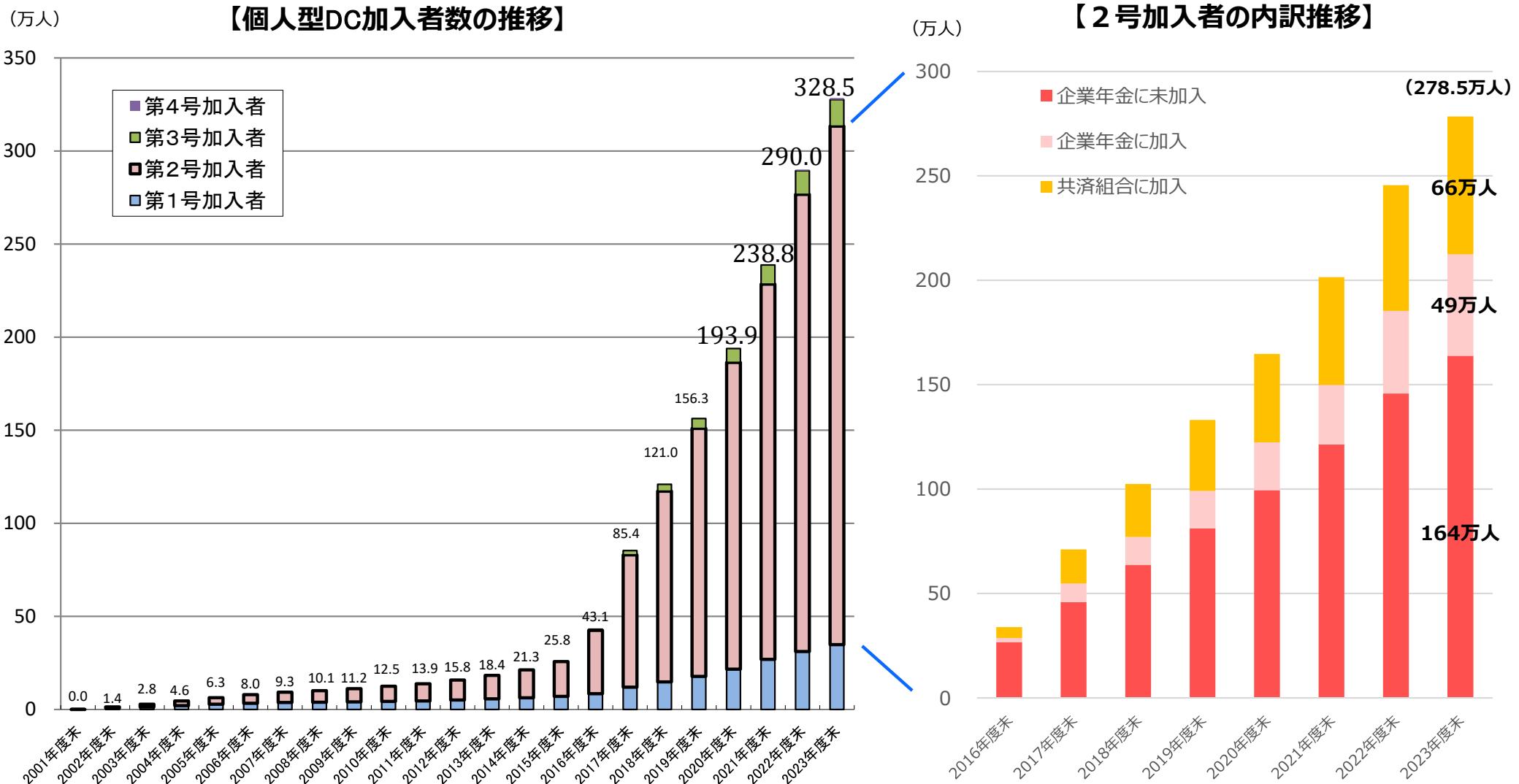
※ 2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のこと (第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

主な私的年金制度、非課税貯蓄の加入者数等の推移



個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金（個人型DC（iDeCo））は、2017（平成29）年1月の加入可能範囲の拡大後、加入者数が増加。2024（令和6）年3月末現在、328.5万人。



(出所) 国民年金基金連合会調べ

活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

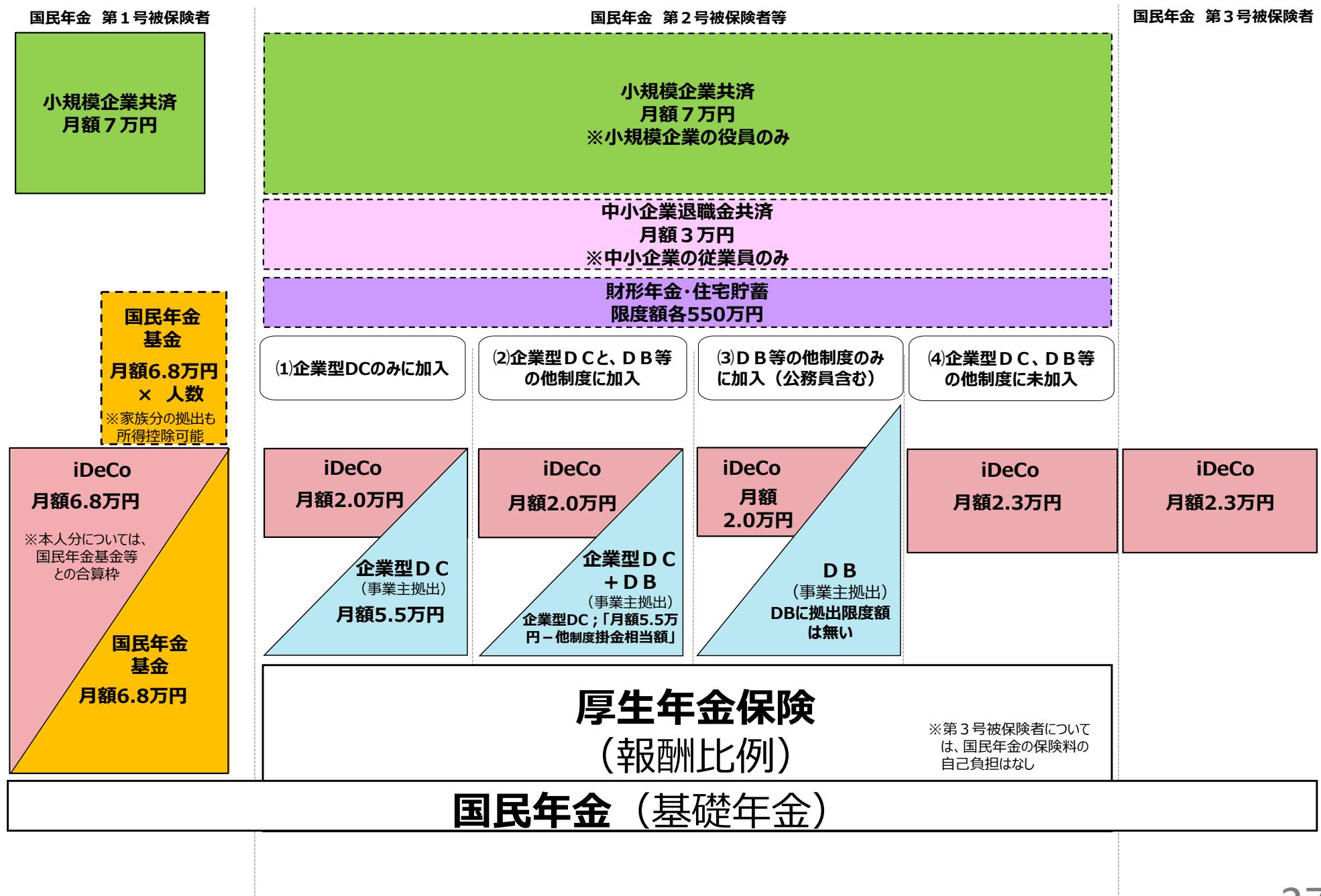
- ③資産形成に向けた支援制度
- (2) 企業年金・私的年金税制（拠出時）

拠出限度額等に関するこれまでの指摘

- 「令和 6 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党 令和 5 年 1 月）

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

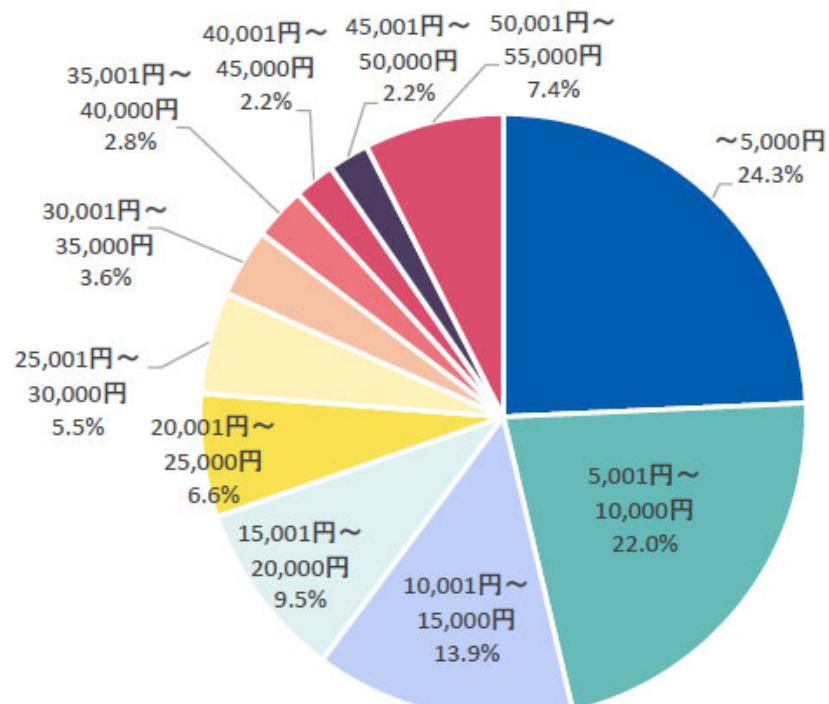
企業年金・個人年金及び類似制度の拠出限度額（令和6年12月～）



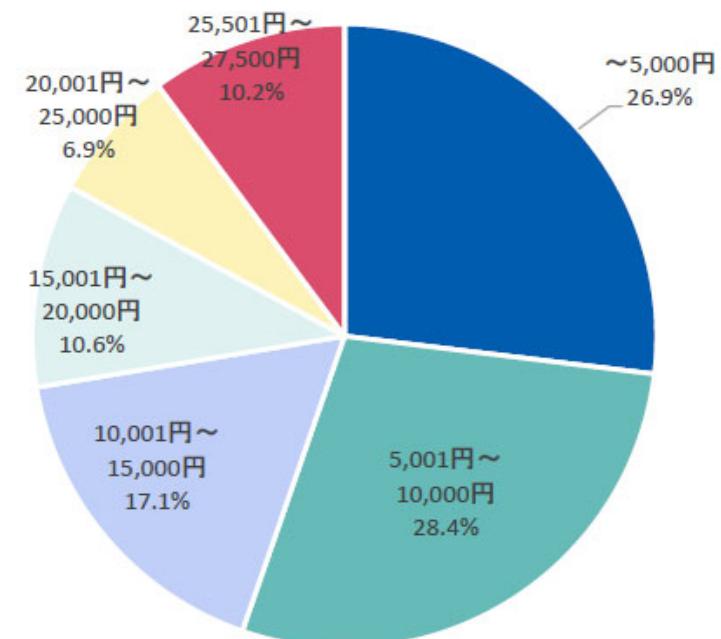
企業型DCの掛金総額別の加入者割合

厚生労働省資料

【企業型DCのみ実施している場合】
(n=383.7万人)
拠出限度額 月額5.5万円



【企業型DCと確定給付型を実施している場合】(n=428.1万人)
拠出限度額 月額2.75万円



(出典) 2022(令和4)年度確定拠出年金運営管理機関業務報告書を基に厚生労働省作成

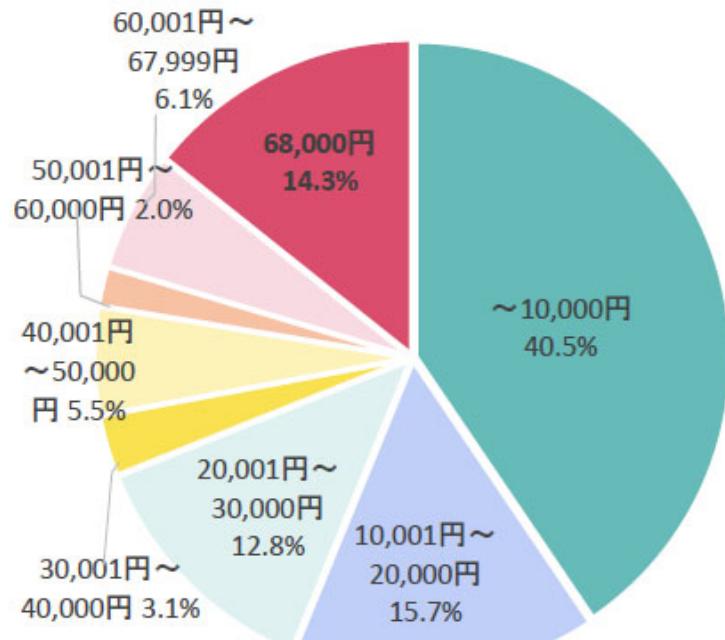
(注) 集計区分は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の作成のために設定されたもの

掛金総額は2021(令和3)年12月から2022(令和4)年11月に拠出された事業主掛金総額と加入者掛金総額の合計額を加入月数で除した額

iDeCoの掛け金額別の加入者割合（第1号・第3号被保険者）

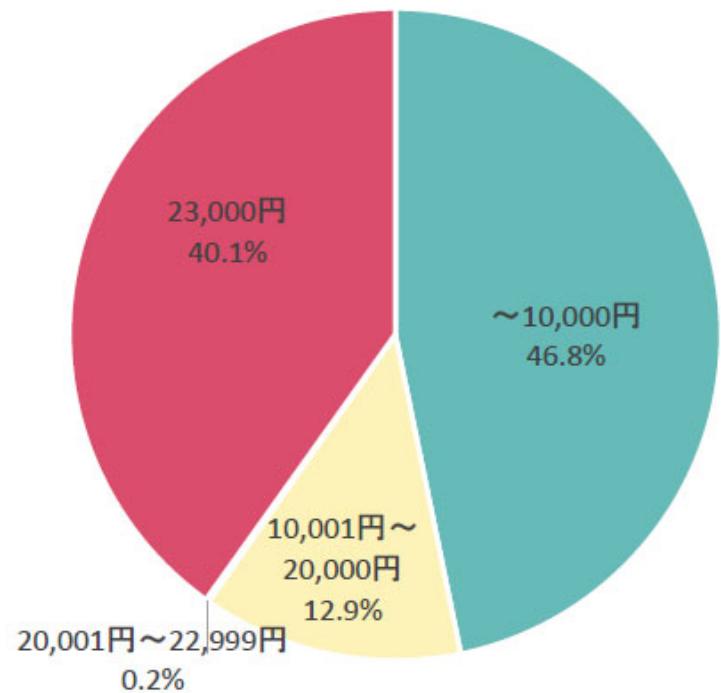
厚生労働省資料

【第1号被保険者】(n=35.2万人)
拠出限度額 月額6.8万円



平均掛け金額 28,021円

【第3号被保険者】(n=14.3万人)
拠出限度額 月額2.3万円



平均掛け金額 14,704円

(出典) 国民年金基金連合会調べ (2024 (令和6) 年6月末現在)

(注) 掛け金額は、毎月定額拠出している加入者が2024 (令和6) 年6月に拠出した加入者掛け金の額

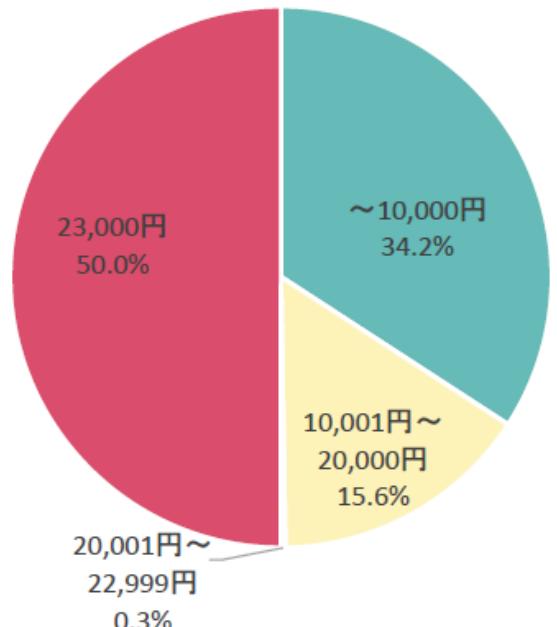
iDeCoの掛金額別の加入者割合（第2号被保険者）

厚生労働省資料

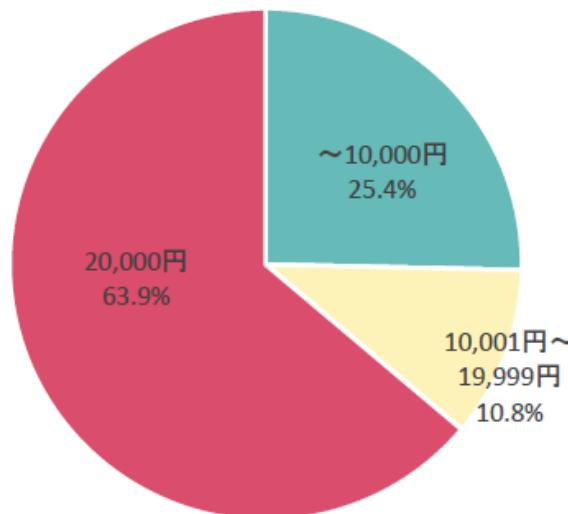
【企業型も確定給付型も実施していない場合】（n=164.9万人）
拠出限度額 月額2.3万円

【企業型のみを実施している場合】
(n=7.5万人)
拠出限度額 月額2.0万円

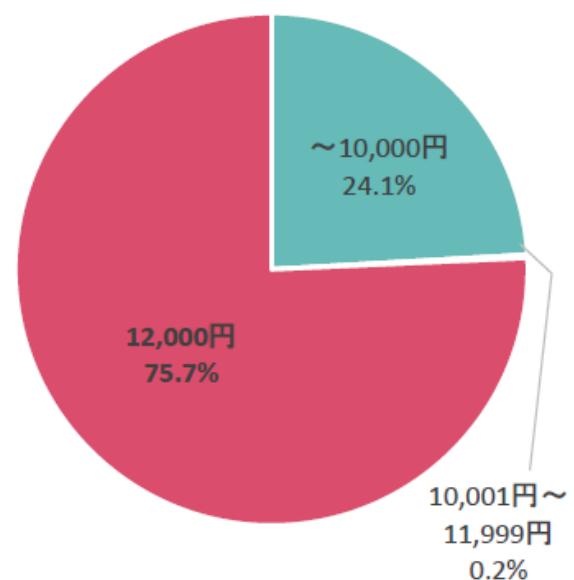
【確定給付型を実施している場合】（共済組合員を含む）
(n=106.5万人)
拠出限度額 月額1.2万円



平均掛金額 16,769円



平均掛金額 16,199円

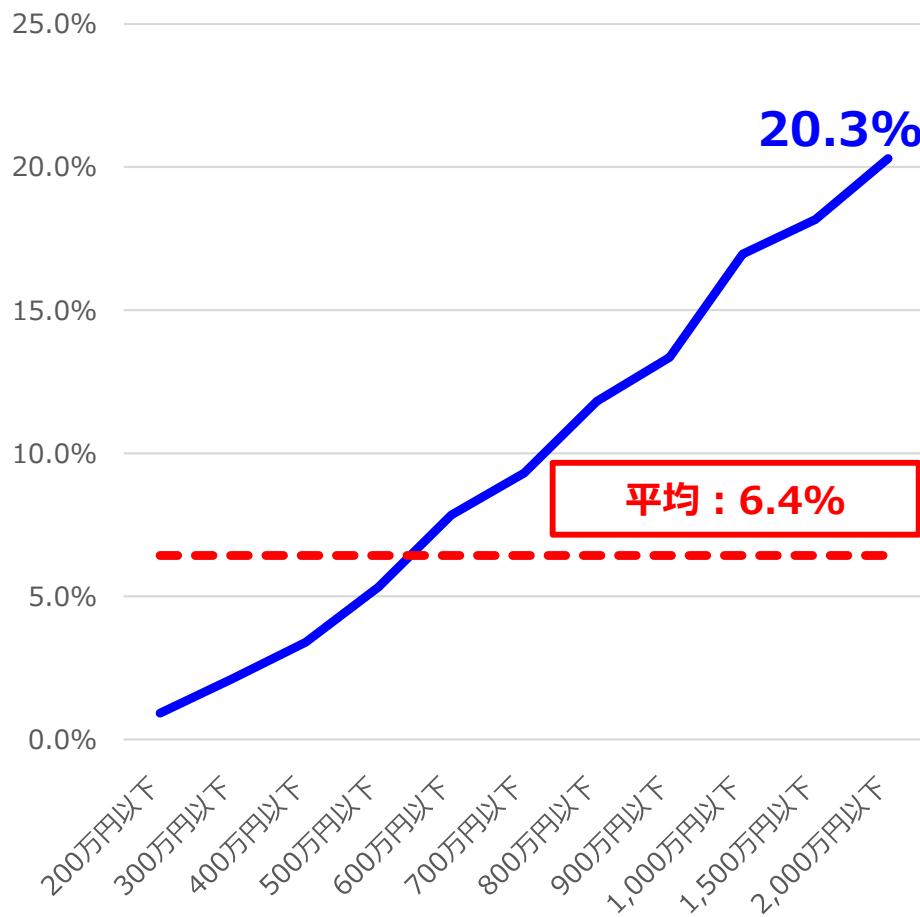


平均掛金額 10,869円

(出所) 国民年金基金連合会調べ（2024（令和6）年6月末現在）

(注) 掛金額は、毎月定額拠出している加入者が2024（令和6）年6月に拠出した加入者掛金の額。拠出限度額は2024（令和6）年6月時点。

小規模企業共済等掛金控除適用率 (給与階級別、令和4年)



適用者一人当たり月額 (給与階級別、令和4年)



(参考) 小規模企業共済等掛金控除の対象は、iDeCo及び企業型DCのマッチング拠出金額、小規模企業共済掛金(共同経営者、個人事業主、小規模企業の会社等役員)、心身障害者扶養共済制度の掛金。民間給与実態調査の対象は、給与所得者。

小規模企業共済加入者のうち2号被保険者(会社等役員):約60.6万人(令和5年3月末)、DCマッチング拠出者:約137万人(令和4年度末)、iDeCo加入者(第2号被保険者):約280万人(令和5年度末)、心身障害者扶養共済制度加入者:58,281人(令和3年度末)

(注) 年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者。適用率は、納税者における適用者数÷納税者数により算出。

(出所) 国税庁「民間給与実態調査」より財務省作成

活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

③資産形成に向けた支援制度 (3) 私的年金税制（給付時）

退職金や私的年金の給付に係る課税に関するこれまでの指摘

- 「令和 6 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党 令和 5 年 1 月）

退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

（中略）

こうした観点から、令和 3 年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

退職一時金・私的年金の課税

	退職一時金	企業年金・個人年金（※）	
給付時の課税	退職所得課税	一時金受取	年金受取
		退職所得課税 (みなし退職所得)	年金課税

（※）確定給付年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金（iDeCo）等

確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

厚生労働省資料

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5 %	10%
年金と一時金（併給）	8 %	1 %	1 %
一時金	68%	94%	89%

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成
確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成30年度)を基に作成

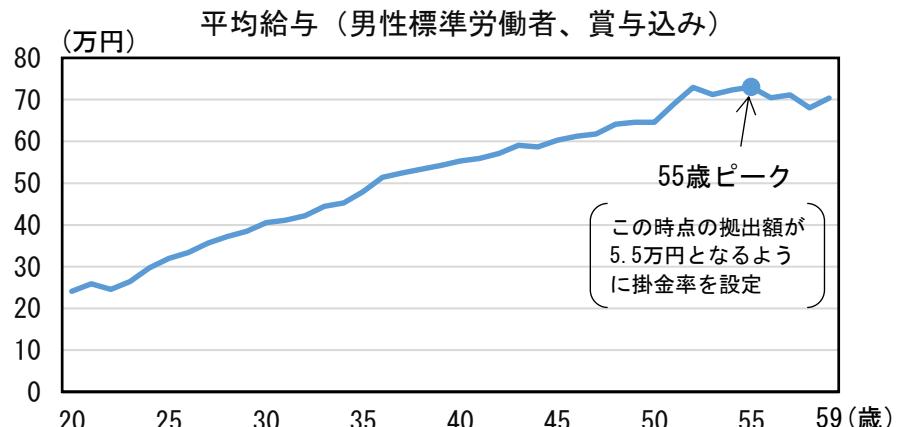
現行拠出限度額に係る給付水準の一つの試算

第26回社会保障審議会企業年金・個人年金部会
(2023年9月8日) 資料1を基に作成

- 平均的な賃金カーブの下で、給与のピーク時の掛金が現行拠出限度額である5.5万円となるよう掛け率を設定し、その掛け率をすべての年齢の給与に適用して40年間拠出し続けた場合、運用利回り1.5%のケースで一時金換算額約2,400万円・年金月額約12万円、運用利回り2.0%のケースで一時金換算額約2,700万円・年金月額約13万円となる。
- 本試算結果は、名目額によるものであり、賃金や物価の動向を考慮した実質的な水準を示すものではないことに留意する必要がある。

(試算の前提)

- 平均的な賃金カーブとして、男性標準労働者※の平均給与（賞与込み）（企業規模計・学歴計）を設定（右図参照）。
- ※ 学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者。なお、賃金データは2022年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）に基づく。
- 掛け率は、給与のピーク時（55歳時点）の掛け金が5.5万円となるように設定（掛け率：7.53%）し、それをすべての年齢の給与に適用。
- 拠出期間は20歳～59歳までの40年間、受給期間は60歳～79歳までの20年間（有期年金）と設定。



(試算結果) ※名目額であり、賃金や物価の動向を考慮していない点に留意が必要

運用利回り	0.0%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%
一時金換算額 (運用利回り0%の額=1)	1,881万円 (1.00)	2,047万円 (1.09)	2,233万円 (1.19)	2,443万円 (1.30)	2,678万円 (1.42)	2,944万円 (1.57)	3,244万円 (1.72)
[年金月額]	[7.8万円]	[8.9万円]	[10.2万円]	[11.6万円]	[13.3万円]	[15.3万円]	[17.6万円]

- ※ 年金は月払いで受け取ることとし、受給時の手数料（iDeCoの場合と同じ440円に設定）を考慮して試算。
- ※ 表中の一時金換算額は、40年間の拠出期間終了時点における年金資産の一時金換算額。また、[] 内の数値は、60歳以降に受給する年金月額。
- ※ 企業年金連合会「2021（令和3）年度決算 確定拠出年金実態調査」（2023年）によれば、制度導入時に設定した想定利回りの平均は1.93%、制度導入後の見直しを反映した現在の想定利回りの平均は1.91%となっている。
- ※ 上記試算結果は、名目額によるものであり、賃金や物価の動向を考慮した実質的な水準を示すものではないことに留意する必要。例えば、令和6年財政検証における成長型経済移行・継続ケースでは、物価上昇率2.0%、名目賃金上昇率3.5%を前提としている。
- ※ 実績値としては、現行の拠出限度額5.5万円が適用された平成26年以降、令和5年までに消費者物価指数（総合）は8.3%上昇、名目賃金（一般労働者）は6.8%上昇している。

活力ある長寿社会に向けた ライフコースに中立な税制の構築

④退職所得課税と退職金の状況

退職所得課税に関するこれまでの指摘

- 「令和 6 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党 令和 5 年 1 月）

多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が 20 年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

○ 「租税法」（金子宏著）

退職所得は、長年の勤務に対する勤続報償的給与であって、給与の一部の一括後払いの性質を有する。雇用関係ないしそれに類する関係を基礎とする役務の対価である点では、給与所得と異なる性質をもつものではない。しかし、それが一時にまとめて支給されること、退職後の——特に老後の——生活の糧であり担税力が低いと考えられること、等にかんがみ、累進税率の適用を緩和する必要があるため、給与所得とは別の所得類型とされているのである。

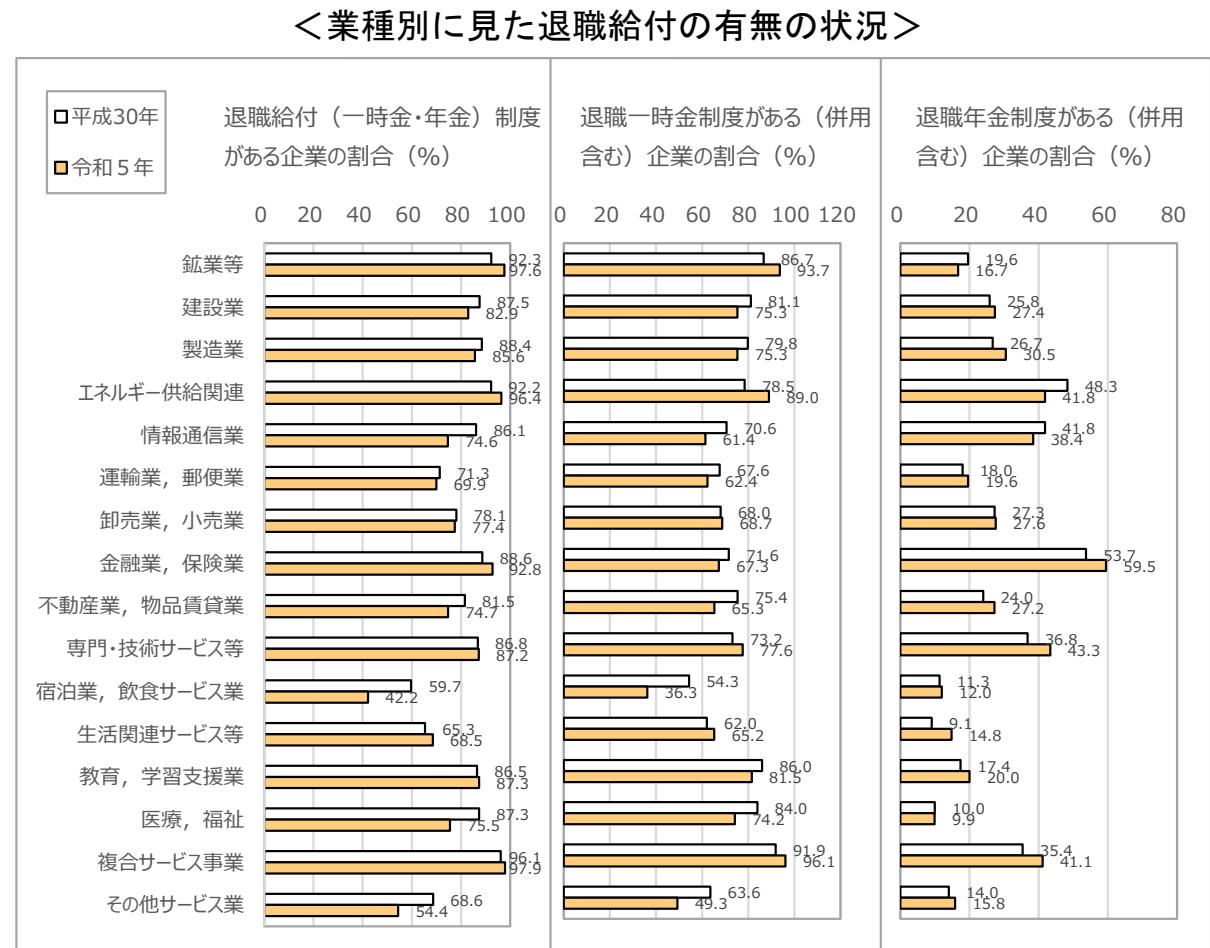
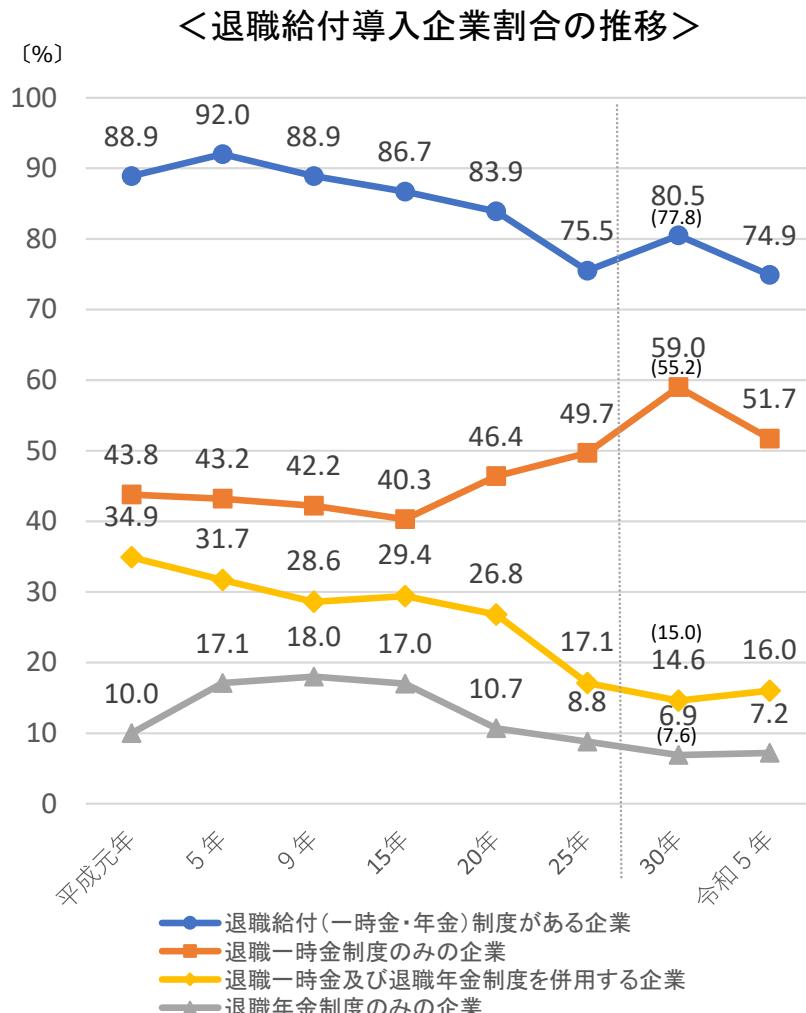
○ 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」 (政府税制調査会 令和5年6月)

退職金は、一般に、長期間にわたる勤務の対価の後払いとしての性格とともに、退職後の生活の原資に充てられる性格を有しています。

このような退職金の性格から、一時に相当額を受給するため、他の所得に比べて累進緩和の配慮が必要と考えられることを踏まえ、退職所得については、他の所得と分離して、退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額として、累進税率により課税されます（2分の1総合課税）（個人住民税は比例税率）。

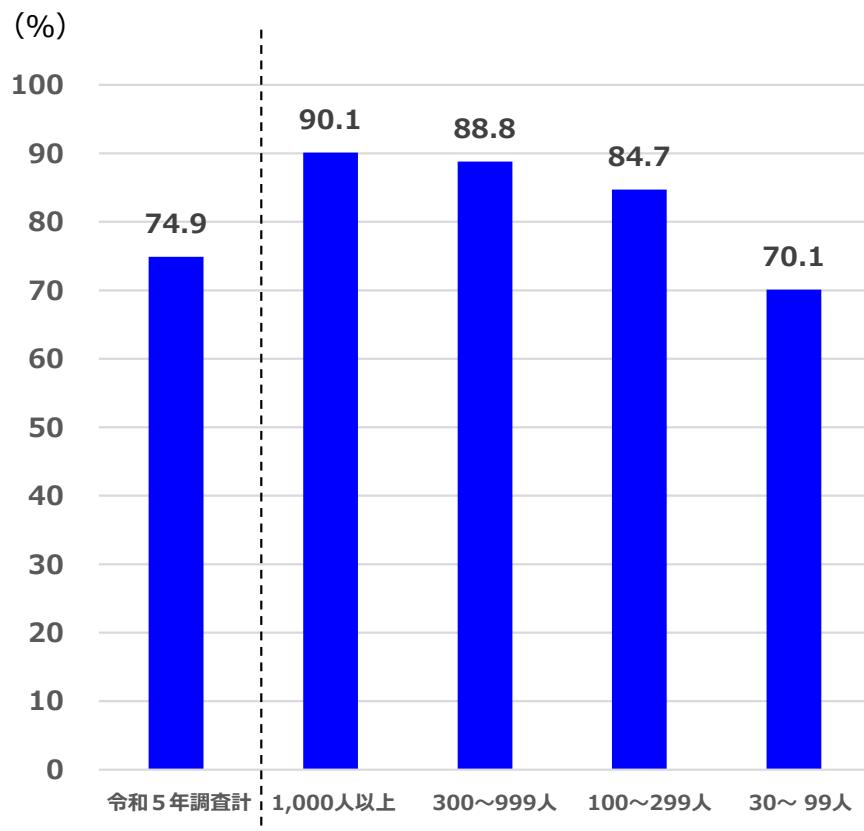
退職給付を巡る近年の状況

- 近年、退職給付の導入企業数の割合は全体として減少傾向。特に年金は減少傾向。

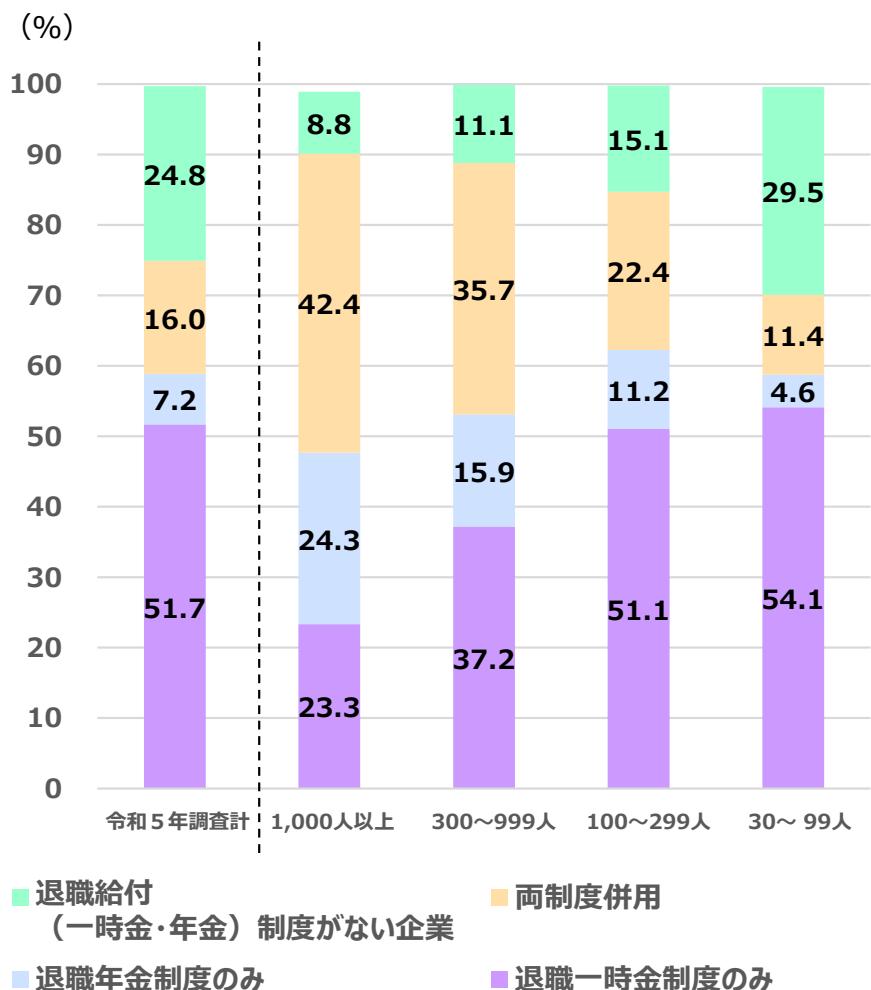


企業規模別 退職給付（一時金・年金）制度の有無

<企業規模別 退職給付（一時金・年金制度）のある企業の割合>



<企業規模別 退職給付（一時金・年金制度）制度の内訳>



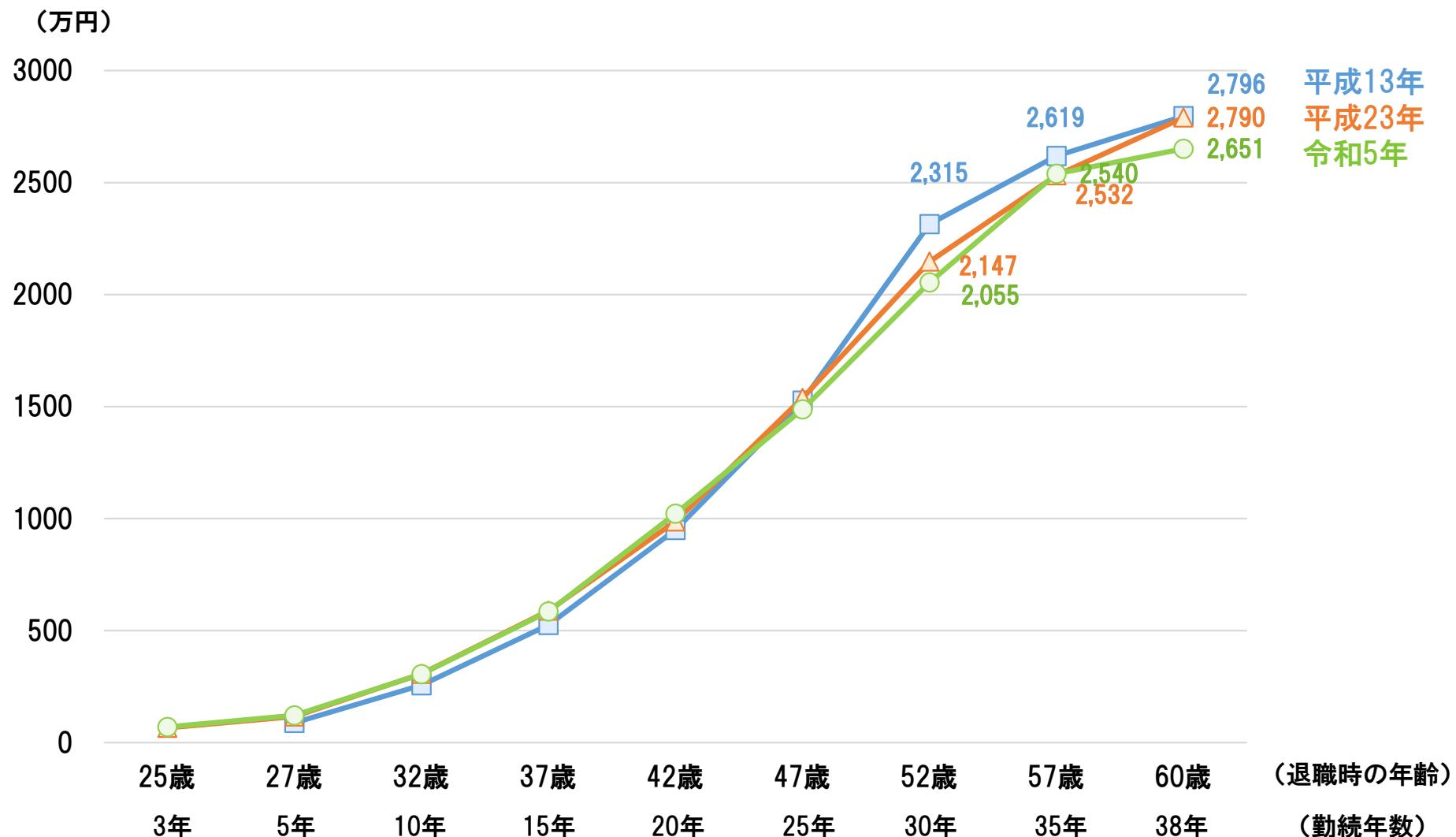
(注) 退職給付（一時金・年金）制度の有無が「不明」の企業を含むため、右図においては全要素の割合を足しても100%とならない。

(出所) 厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」

- (備考) 1. 平成30年以降は、調査対象に医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む。なお、「退職給付導入企業割合の推移」のグラフ中、()内の数字は、平成30年調査において、「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」を集計したもの。
 2. 「退職給付（一時金・年金）制度」とは任意退職、定年、解雇、死亡等の事由で雇用関係が消滅することによって、事業主又はその委託機関等から当該労働者（又は当該労働者と特定の関係にある者）に対して、一定の金額を支給する制度を、「退職一時金制度」とは退職時に一括して一時金（退職給付手当、退職慰労金、退職功労報奨金等）を支給する制度を、「退職年金制度」とは労働者の退職後、一定期間又は生涯にわたって一定の金額を年金として支給する制度（年金を一時金として受け取ることができる場合を含む。）をそれぞれいう。

退職年齢別の退職手当支給額の推移（モデルケース）

○ 勤続年数20年を軸としたS字カーブの構造は以前ほど顕著ではなくなっている。



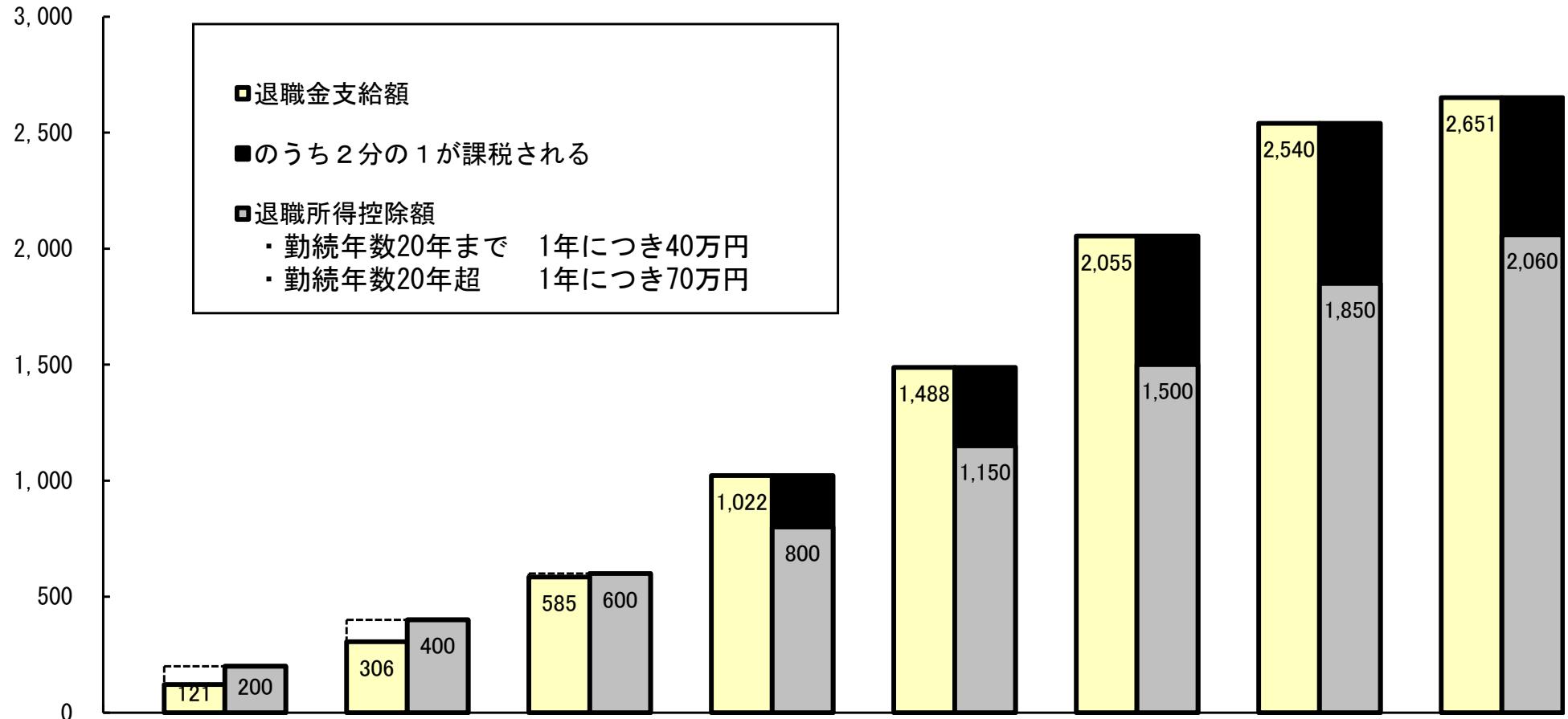
(注1) 上記は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職のモデルケースでの退職支給額（調査産業計）の数値。
平成13年及び平成23年の数値は男性のみ、令和3年及び令和5年の数値は合計。

(注2) 本調査は、運輸・交通関連業種及び資本金5億円以上かつ労働者1000人以上の運輸・交通関連業種以外の企業の中から、中央労働委員会が独自に選定した380社に対して、企業単位（本社、支社、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施している。また、集計については、退職一時金制度の採用がある企業を対象として、退職金総額と当該退職年齢時のモデル所定内賃金の両方に回答のある社について行っている。

(出所) 中央労働委員会「退職金・年金及び定年制事情調査」より作成。

モデル退職金の支給状況と退職所得控除額

(退職金支給額：万円)



勤続年数	5	10	15	20	25	30	35	38 (年)
勤続年数1年当たりの退職金支給額	24	31	39	48	56	64	68	67 (万円)
勤続年数1年当たりの退職所得控除額	40	40	40	40	46	50	53	54 (万円)

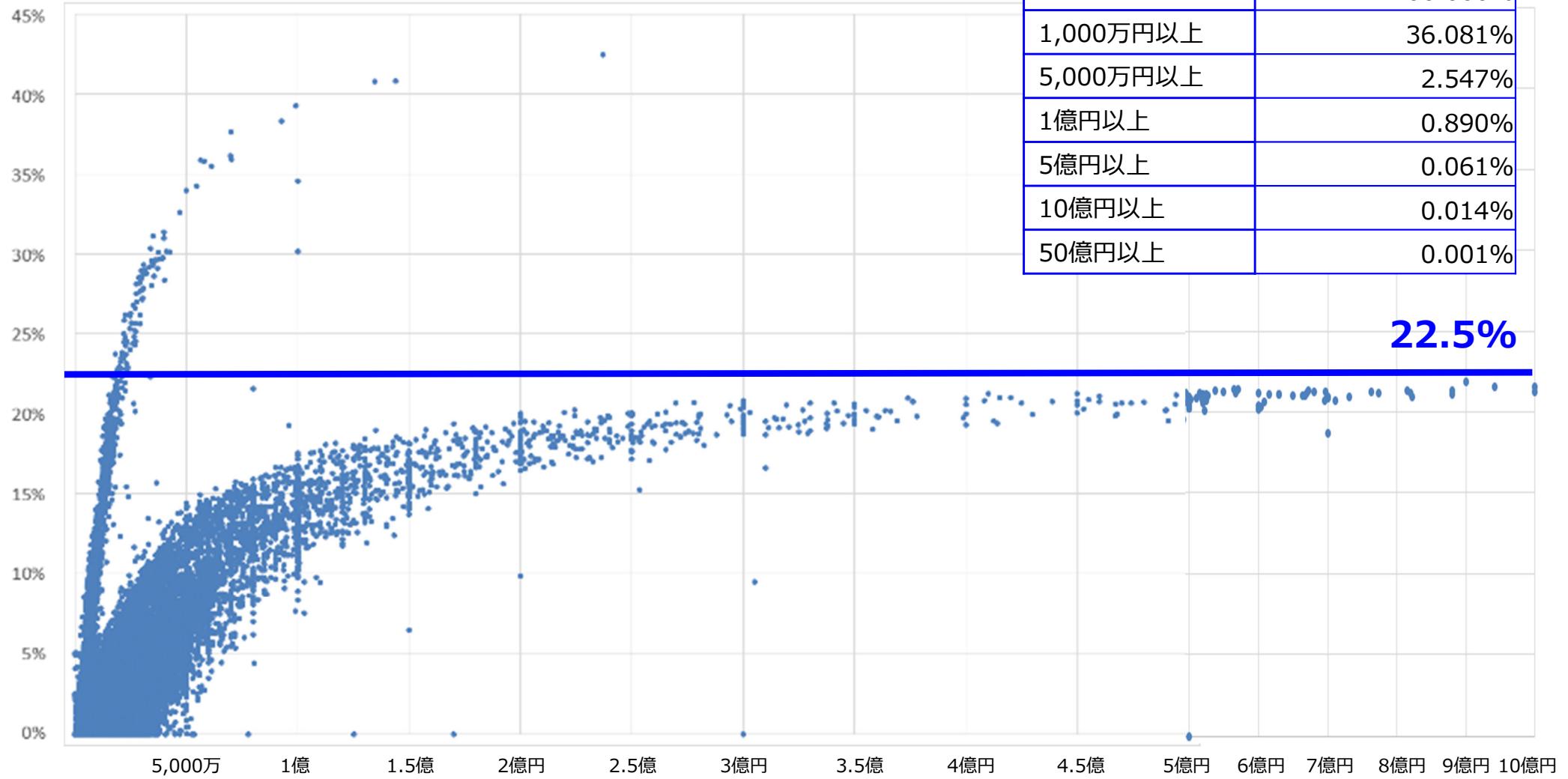
(出所) 中央労働委員会「令和5年 退職金、年金及び定年制事情調査」

(注1) 上記のモデル退職金は、大学卒・事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職を前提としたものである。

(注2) 本調査は、運輸・交通関連業種及び資本金5億円以上かつ労働者1000人以上の運輸・交通関連業種以外の企業の中から、中央労働委員会が独自に選定した380社に対して、企業単位（本社、支社、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施している。また、集計については、退職一時金制度の採用がある企業を対象として、退職金総額と当該退職年齢時のモデル所定内賃金の両方に回答のある社について行っている。

退職金収入と税負担の実態

税負担率



(注)

・税負担率は、退職金収入にかかる税額を退職金収入で除して算出。

・確定申告された者のうち退職金収入の欄が1円以上である者（約10万人）を対象としており、退職所得課税が源泉徴収で完結している者は含まれない。

対象者の退職所得に係る税額は、源泉徴収で完結している者を含む全退職所得に係る税額の約4分の1。

(出所) 令和4年分の所得税の課税データを基に、財務省で作成。